

「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

実態調査の概要

調査方法

- 調査時期
 - ✓ 平成28年9月20日(火) ~ 10月5日(水)
- 調査対象
 - ✓ 47都道府県から、以下の基準で3市町村を抽出し、調査を実施
 - ① 域内に指定都市又は中核市がある場合 ⇒ 指定都市又は中核市から1団体抽出
 - ② ①以外で人口規模に照らし、平均的と思われる市町(中規模)及び小規模の町村を各1団体抽出
 - ③ ①で該当がない場合には、人口規模が大規模の団体を抽出
 - ✓ 対象市町村の抽出に当たっては、公平性・中立性の観点から都道府県に協力を依頼
- 調査の留意事項
 - ✓ 調査は、内閣府地方分権改革推進室と内閣府子ども・子育て本部の連名で実施
 - ✓ 回答に当たっては、各市町村においては、必ず地方分権担当課との合議を経るものとした

調査結果

- 回答結果
 - ✓ 134市町村から回答(95.0%)
 - ① 指定都市、中核市又は大規模市から45団体回答
 - ② 中規模市町村から45団体回答
 - ③ 小規模町村から44団体回答
 - ※ 3都道府県7市町村が未回答



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

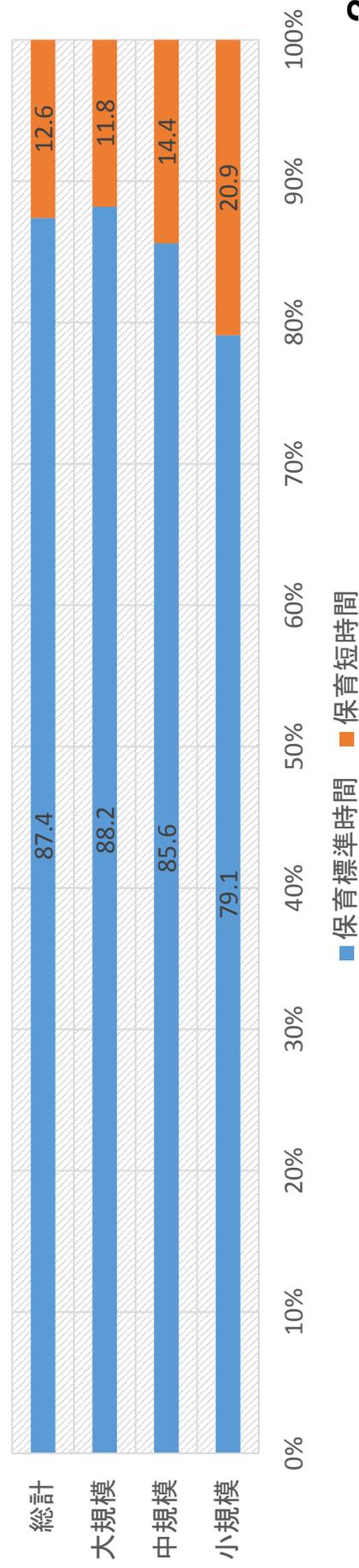
調査結果概要①

問1. 貴市町村における小学校就学前子どもの数について御回答願います。(平成28年4月1日現在)

問2. 貴市町村における保育標準時間・保育短時間の区分に関する認定実績を御回答願います。(平成28年4月1日現在)

区分	就学前子どもの数			保育標準時間			保育短時間		
	人数(人)	平均	人数(人)	平均	割合	人数(人)	平均	割合	
総計	1,458,161	10,882	492,217	3,729	87.4%	71,203	539	12.6%	
大規模	1,295,315	28,785	432,791	9,836	88.2%	60,536	1,376	11.8%	
中規模	136,705	3,038	49,324	1,096	85.6%	7,807	173	14.4%	
小規模	26,141	594	10,102	235	79.1%	2,860	67	20.9%	

保育標準時間・保育短時間の割合



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要②

問3. 平成28年度（4月～8月）における保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更処理件数について御回答願います。（※3号から2号への認定区分の変更は除く。）

大規模		中規模			小規模		
件数(件)		件数(件)			件数(件)		
29,514		5,297			838		
最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
4,922	45	738	460	0	118	82	0
					平均		
					19		

※参考
 総計 35,649件（平均276件）

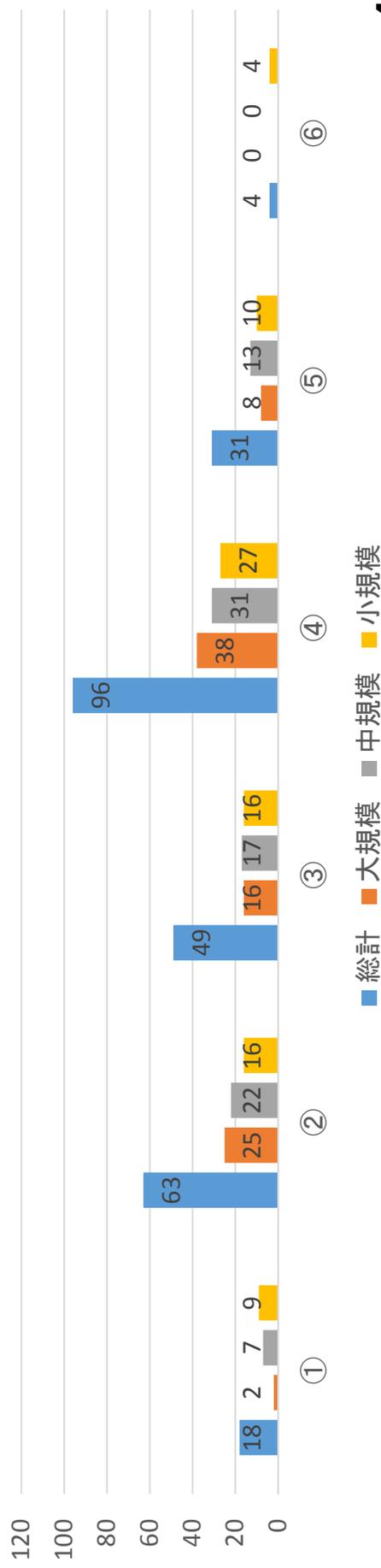
「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要③

問4. 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定事務を行うに当たり、貴市町村における事務について、負担となっている点を以下の選択肢①～⑥（想定以上の負担がなければ⑥を選択してください。）から御回答願います。（2つまで回答可）

- ① 新制度に関する保護者や事業者への制度周知の事務
- ② 保育標準時間・保育短時間の認定事務（認定の変更に伴う事務を除く）
- ③ 保護者に対する支給認定証の交付事務
- ④ 保育標準時間・保育短時間の区分が設けられたことによる変更処理の事務
- ⑤ 保育標準時間・保育短時間の認定の変更処理に伴う支給認定証の回収・発行事務
- ⑥ 特に事務について、負担となっている点はない。

問4 回答分布



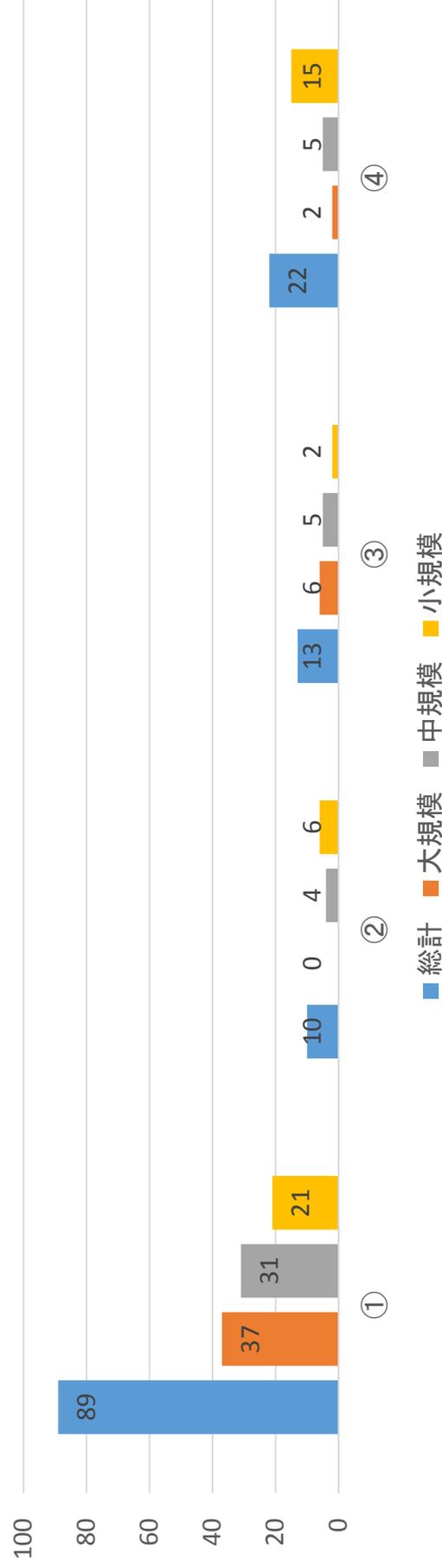
「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要④

問5. 支給認定証の交付事務について、問4の事務作業のほかに、負担の原因として貴市町村において最も当てはまるものを以下の選択肢①～④（想定以上の負担がなければ④）を選択してください。）から御回答願います。

- ① 支給認定証に関する保護者からの問合せ（意義、必要性について等）対応
- ② 支給認定証の交付を施設の利用決定と誤解した保護者のトラブル対応
- ③ 保護者の支給認定証の紛失・再発行に関する対応
- ④ 特に事務について、負担となっている点はない。

問5 回答分布



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑤—1(問6No.2~No.21)

問6. 貴市町村における支給認定事務に際して、内閣府子ども・子育て本部において支給認定事務の簡素化のために示している、「自治体向けFAQ(よくある御質問)(第13版)」の「認定・利用調整」のうち、以下の項目についてその活用状況を①~⑤から選択しそれぞれ御回答願います。

No.2 求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能であること。

No.5 新制度施行時に現に保育所に入所している児童については、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができている経過措置を設けていること。

No.6 No.5の経過措置については、異なる園に転園した場合についても同経過措置の対象として差し支えないこと。

No.21 ・1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としていない場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないとし市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定にすることも可能であること。

・勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であること。

・1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い時間開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないとし市町村が認める場合、保育標準時間として認定しても差し支えないこと。

① 新制度施行時(平成27年4月)から活用している。

② 平成27年度途中から活用している。

③ 平成28年4月から活用している。

④ 認識しているが活用していない。

⑤ そのような取扱いが可能であることを知らなかった。

「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」
調査結果概要⑤-2(問6No.2~No.21)

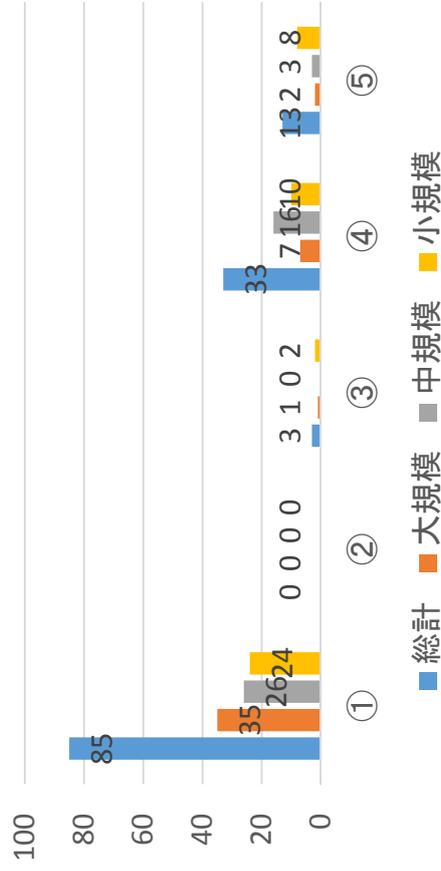
問6 No.2 回答分布



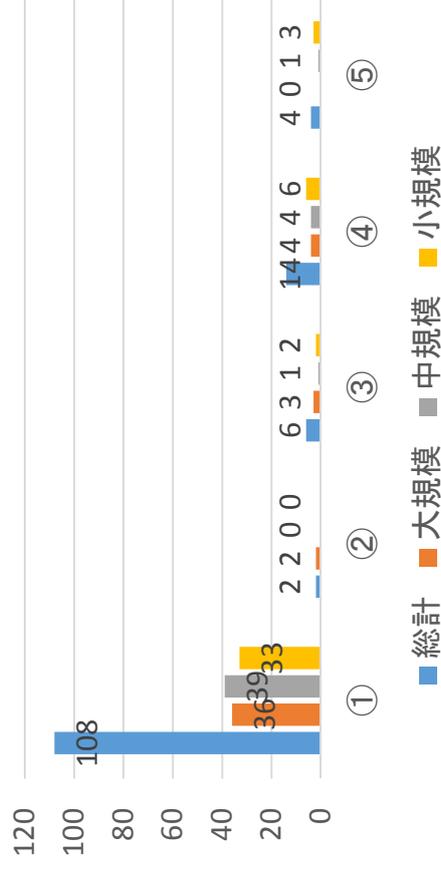
問6 No.5 回答分布



問6 No.6 回答分布



問6 No.21 回答分布



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑤—3(問6No.34~No.43)

問6. 貴市町村における支給認定事務に際して、内閣府子ども・子育て本部において支給認定事務の簡素化のために示している、「自治体向けFAQ(よくある御質問)(第13版)」の「認定・利用調整」のうち、以下の項目についてその活用状況を①~⑤から選択しそれぞれ御回答願います。

No.34 No.5の経過措置の適用を受ける子どもの弟妹が入園する場合の認定の取扱いについて、家庭の事情等を踏まえ、必要な範囲において、市町村の判断により保育標準時間認定とすることを妨げるものではないこと。

No.42 職権で3号から2号に支給認定の変更を行うことができるが、それぞれの支給認定の有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能であること。

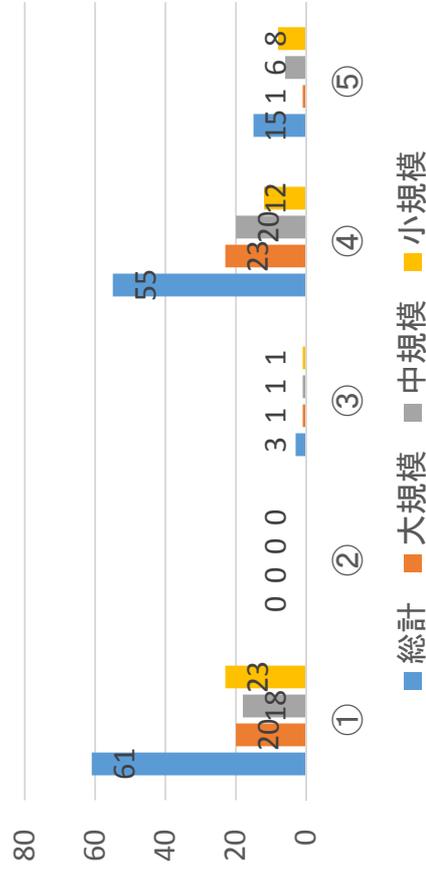
No.43 単に保護者の希望が変わったことだけを理由として支給認定の変更を申請された場合には、市町村の判断により当該変更を認めないとすることも可能であること。

- ① 新制度施行時(平成27年4月)から活用している。
- ② 平成27年度途中から活用している。
- ③ 平成28年4月から活用している。
- ④ 認識しているが活用していない。
- ⑤ そのような取扱いが可能であることを知らなかった。

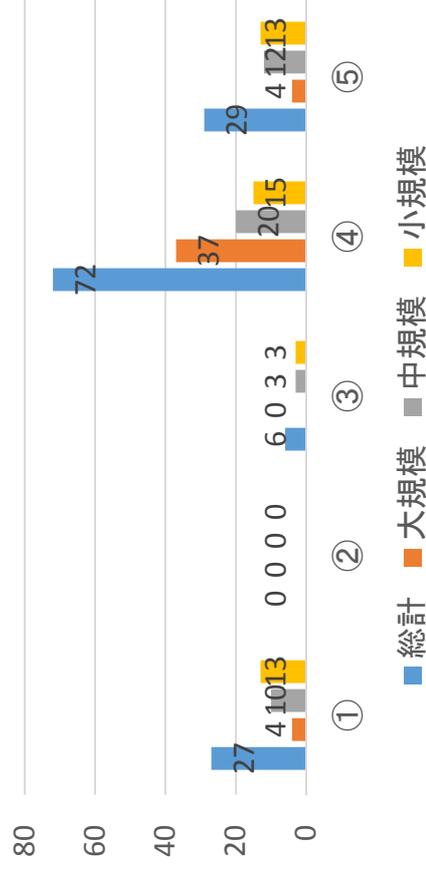
「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑤—4(問6No.34~No.43)

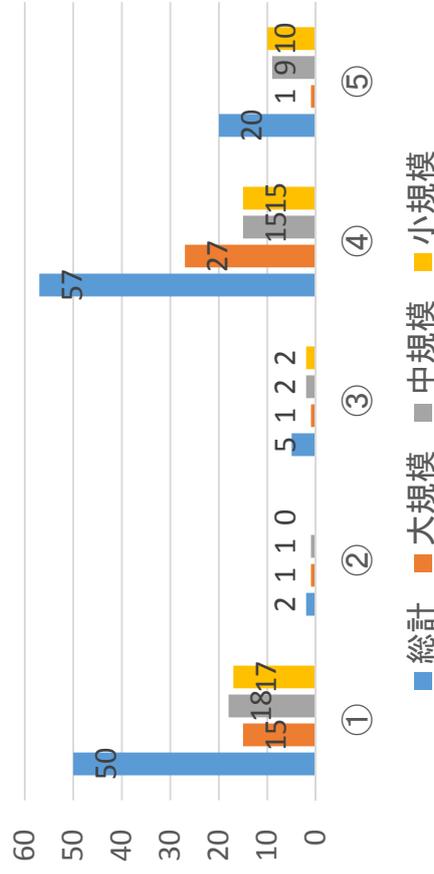
問6 No.34 回答分布



問6 No.42 回答分布



問6 No.43 回答分布



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

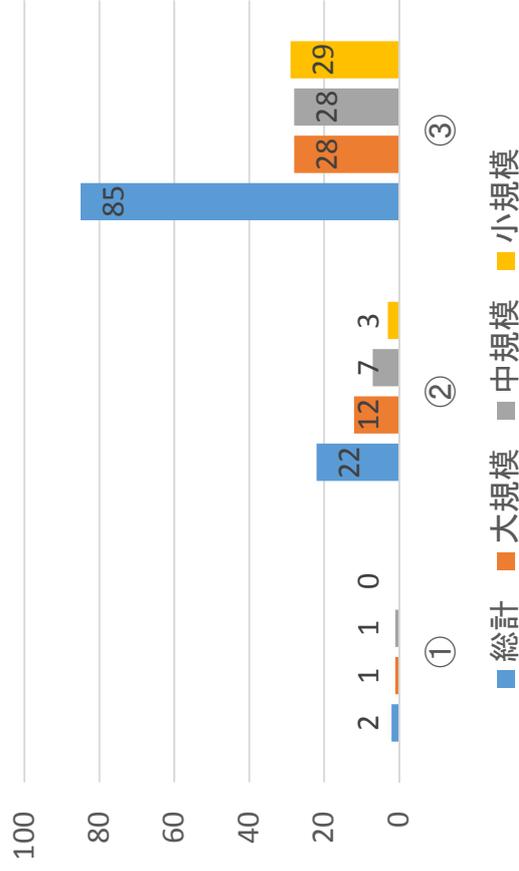
調査結果概要⑥-1

(問6. において、①～③と回答した団体のみ回答願います。)

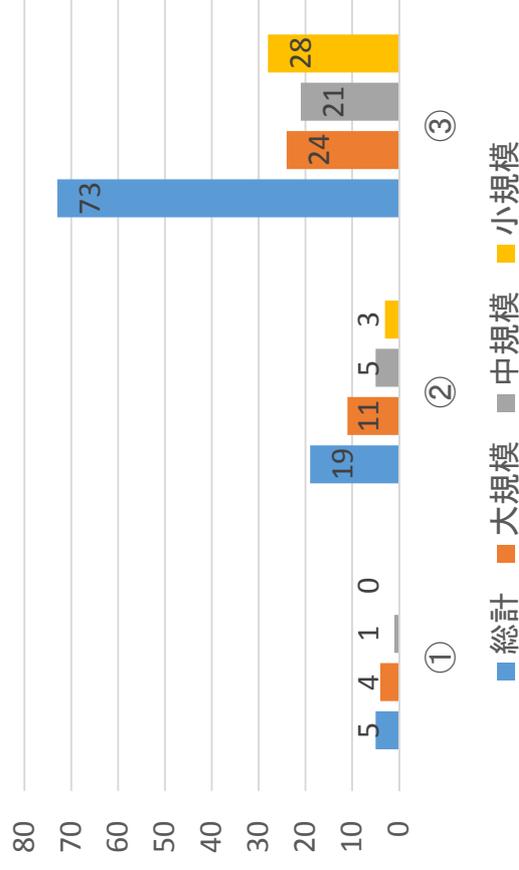
問7. 「自治体向けFAQ（よくある御質問）（第13版）」の「認定・利用調整」のうち、問6に掲げる事項活用後の貴市町村の事務作業の負担について、当てはまるものを以下の選択肢①～③からそれぞれ御回答願います。

- ① 活用前と比べて事務作業の負担は相当量減少した。
- ② 活用前と比べて事務作業の負担は一定程度減少した。
- ③ 活用前と比べて事務作業の負担はほとんど変わっていない。

問7 No.2 回答分布



問7 No.5 回答分布

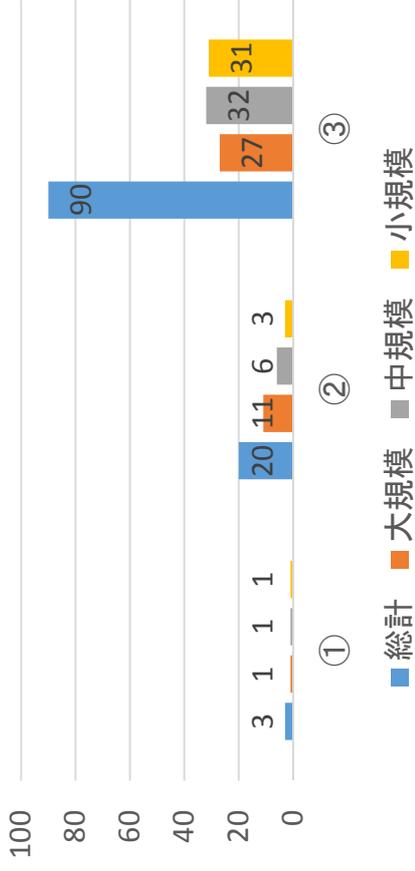


「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」
調査結果概要⑥-2

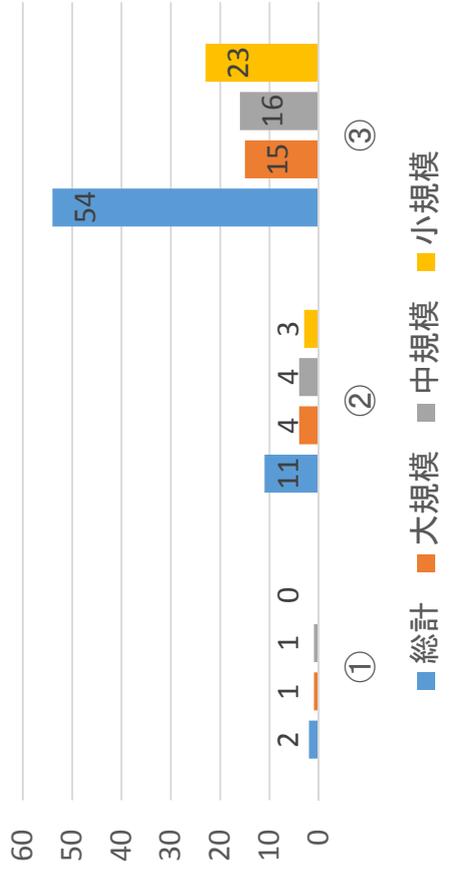
問7 No.6 回答分布



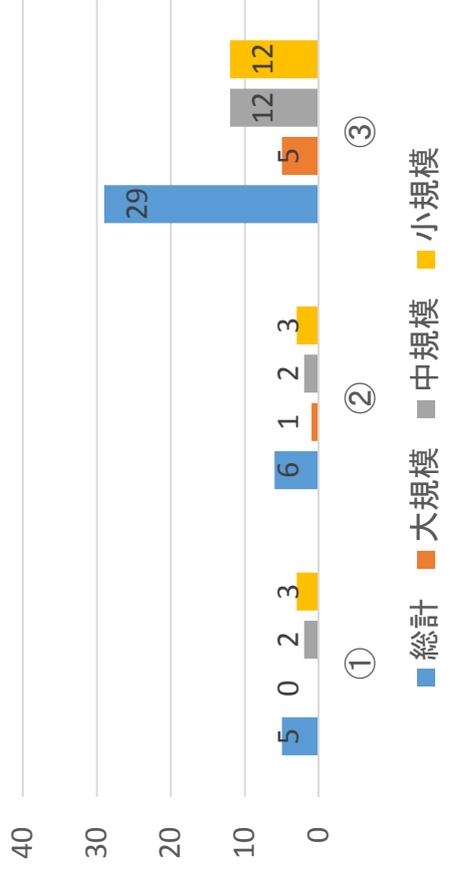
問7 No.21 回答分布



問7 No.34 回答分布

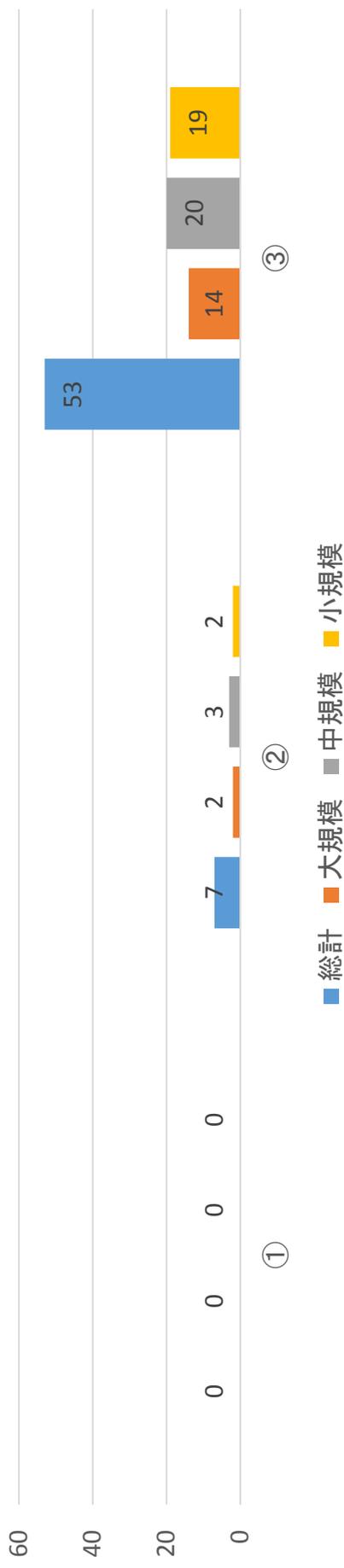


問7 No.42 回答分布



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」
調査結果概要⑥-3

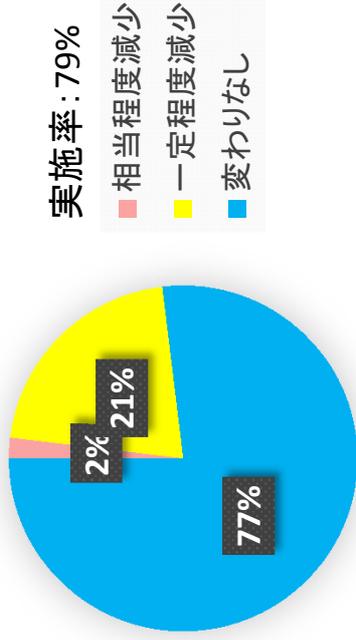
問7 No.43 回答分布



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑥-4

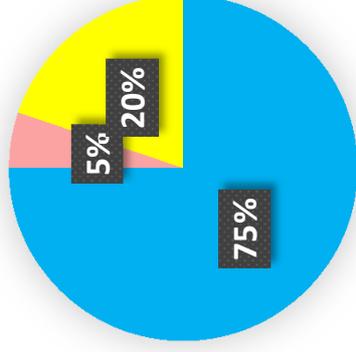
活用による効果：No.2



実施率：79%

- 相当程度減少
- 一定程度減少
- 変わりなし

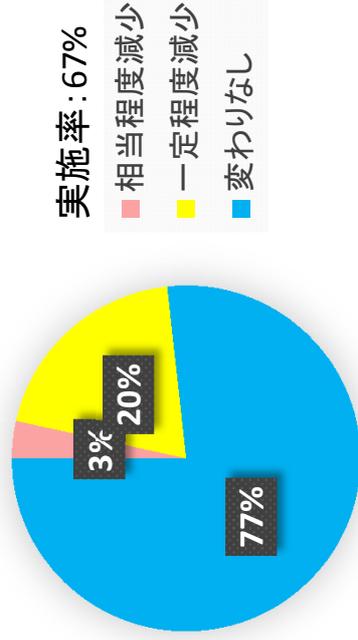
活用による効果：No.5



実施率：75%

- 相当程度減少
- 一定程度減少
- 変わりなし

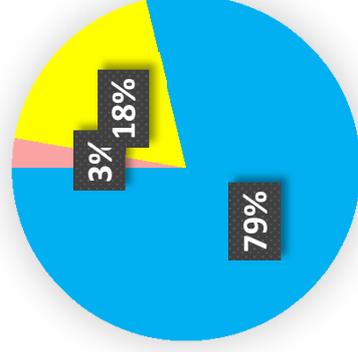
No.6: 活用による効果



実施率：67%

- 相当程度減少
- 一定程度減少
- 変わりなし

活用による効果：No.21



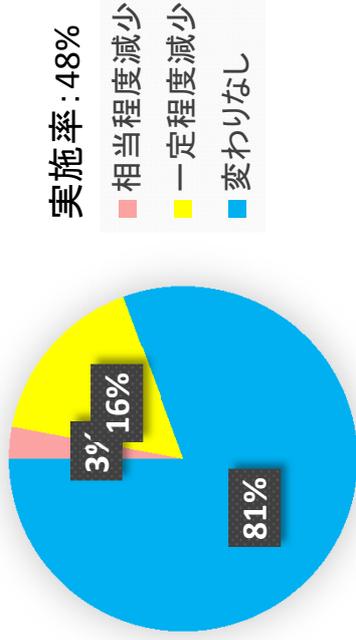
実施率：86%

- 相当程度減少
- 一定程度減少
- 変わりなし

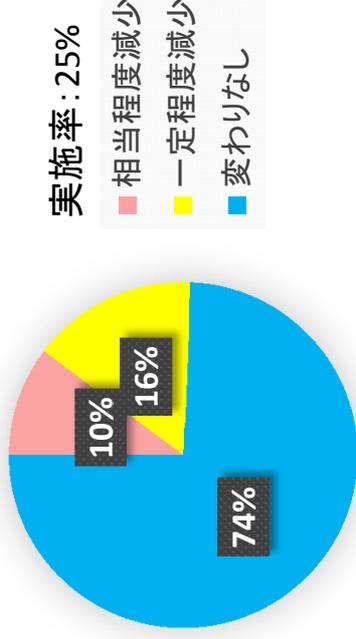
「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑥-5

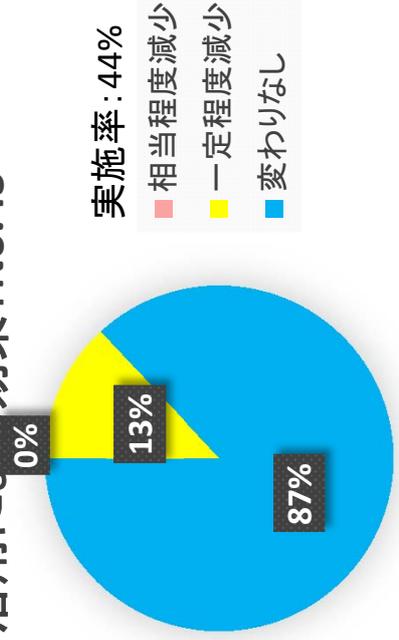
活用による効果：No.34



活用による効果：No.42



活用による効果：No.43



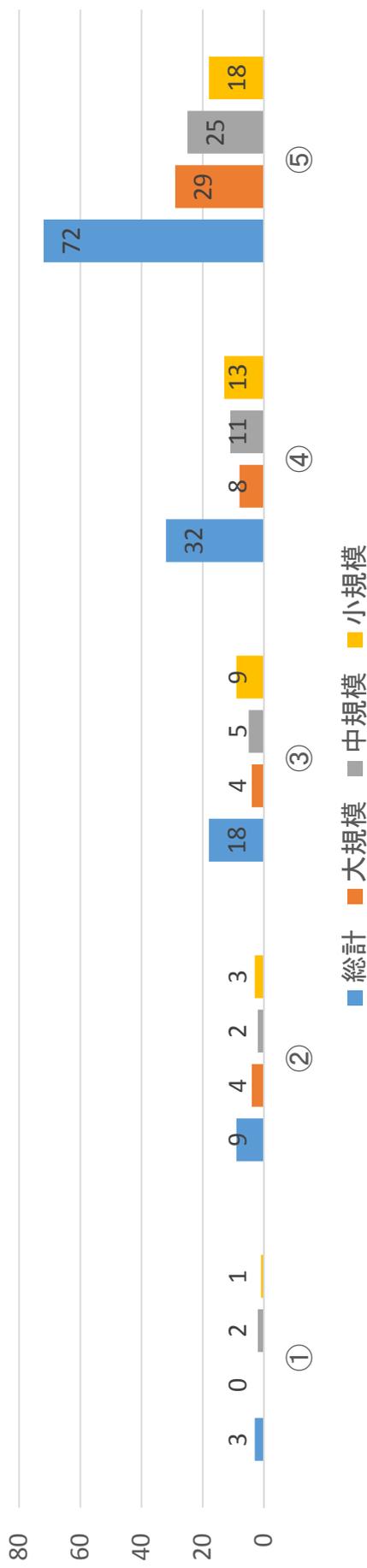
「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑦

問8. 保育必要量の認定について、現行の保育標準時間・保育短時間の2区分を保育標準時間に統一した上で、個々の市町村が保護者の就労状況に応じて、児童一人一人の真に必要な保育時間をそれぞれ個別に把握し、認定する制度とした場合、現行制度下と比較した貴市町村の事務作業の負担について、当てはまるものを以下の選択肢①～⑤から御回答願います。

- ① 現行の制度と比べて事務作業の負担は相当量減少することが予想される。
- ② 現行の制度と比べて事務作業の負担は一定程度減少することが予想される。
- ③ 現行の制度と比べて事務作業の負担はほとんど変わらない。
- ④ 現行の制度と比べて事務作業の負担は一定程度増大することが予想される。
- ⑤ 現行の制度と比べて事務作業の負担は相当量増大することが予想される。

問8 回答分布



「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」

調査結果概要⑧

問9. その他、保育必要量の認定及びそれに伴う支給認定証の交付に係る事務の改善策等について、御提案等がありましたら、御回答願います。（自由回答）

■主な意見

- 保育標準時間・保育短時間の統合に関する意見：25件
- 支給認定証の交付に関する意見：38件
 - ・支給認定証の廃止：9件
 - ・支給認定証の交付を任意交付（申請主義）とする：18件
 - ・支給認定証の交付を電磁的交付とする：2件
 - ・支給認定証の記載事項（認定の変更事由）を見直す：4件
 - ・支給認定証の変更がある際、回収を求めない：2件
- その他：57件

例：2号認定・3号認定の区分の統一、保育短時間の利用者負担の値下げ 等